

元会広整監第27号

令和元年10月31日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江 川 辰 也

監査委員 菅 沼 弘 志

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間 平成30年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び

有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 令和元年5月10日から9月6日まで

対面監査 会津若松市役所河東支所3階会議室 令和元年9月9日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○浄水発生土収集・運搬及び最終処分業務委託について

(用水供給課)

本組合の用水供給事業における浄水発生土については、現在、管内の産業廃棄物収集運搬及び処分業者への委託により、産業廃棄物として埋立処分を行っている。

浄水発生土については、原発事故の影響から、放射性

物質による汚染が懸念された県内外の広い地域で、埋立等の処分を余儀なくされてきた経緯がある。そのような中、本組合では平成27年度に、一度県内事業者へ委託し、建設資材として有効利用を図ってきたところであるが、当該事業者からの「異臭がする」「カビが生えた」との申し入れにより、やむを得ず、平成28年度から現在と同様に埋立処分を行ってきた。

しかしながら、平成25年には、国から浄水発生土の有効利用における一定の方向性が示され、以降、リサイクル化等に向けた検討を進めている自治体も見受けられるところであり、本組合の浄水発生土処分についても、廃棄物の有効利用や経費削減の観点から、再度、検討が必要であると考えられる。

放射性物質の含有量を見ても、今年7月に馬越浄水場から採取した浄水発生土のセシウム濃度は、1キログラムあたり11ベクレルと国の定めた有効利用ができる基準値を大きく下回っており、幅広い用途での活用が見込まれるものである。また、懸念材料となっている異臭については、浄水場側からの報告によれば、時期や天候などに左右されてきたことが想定され、一年を通じての強い臭気ではなかったものとうかがえる。

浄水発生土の臭気については、多かれ少なかれある中であって、それでもなお適した有価物としての販売ルートを確立している近隣の先進事例も見受けられる。今後

は、そうした自治体等からの情報収集を行いながら、新たな取引先など、リサイクルの委託はもとより、有価物として、販売の可能性も検証し、浄水発生土の有効利用について進められたい。